

大分市自治基本条例検討委員会委嘱状交付式

第1回大分市自治基本条例検討委員会

平成20年6月24日（火）

－ 次 第 －

★ 委嘱状交付式（大分市役所8階 大会議室） 10：00～

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 閉会

★ 第1回大分市自治基本条例検討委員会（大分市役所8階 大会議室）

1. 開会
2. 自己紹介
3. 委員長及び副委員長選出
4. 委員長及び副委員長あいさつ
5. 議 事
 - (1) 大分市自治基本条例検討委員会会議の公開・非公開の決定について
 - (2) 大分市自治基本条例検討委員会設置要綱の概要について
 - (3) 自治基本条例の概略及び他都市の制定動向について
 - (4) 大分市自治基本条例検討委員会開催スケジュール
 - (5) その他

大分市自治基本条例検討委員会 委員名簿

区分	職名等	氏名	所属等	備考	
学識経験を有する者	大学教授等	宇野 稔	大分大学経済学部教授	4名	
		島岡 成治	日本文理大学工学部建築学科教授		
		高瀬 圭子	大分県立芸術文化短期大学 国際文化学科 准教授		
		大津留 祐子	(株)大銀経済経営研究所 主任研究員		
市民	関係団体からの推薦による者	大分市自治委員連絡協議会	伊東 龍一	会長	12名
		大分市民生委員児童委員連絡協議会	廣瀬 惇子	副会長	
		大分市社会福祉協議会	秦 政博	会長	
		大分市公民館連絡協議会	衛本 敏廣	副会長	
		大分市PTA連合会	香川 美智子	理事	
		大分商工会議所	小原 美穂	女性会会員	
		大分市消防団	園田 敦子	女性消防団員 分団長	
		大分経済同友会	川辺 正行	幹事	
		大分市ボランティア連絡協議会	中村 喜枝子	会員	
		特定非営利活動法人 居住環境NPOセンター	長野 幸子	理事長	
		NPO法人 アスパル	竹内 小代美	副理事長	
		NPO法人 緑の工房ななぐらす	葛西 満里子	理事長	
		一般公募により選出される者	公募市民	永岡 昭代	
	古岡 孝信				
竹本 和彦					
近藤 忠志					
後藤 成晶					
市議会議員	市議会より選出された議員	廣次 忠彦	日本共産党	10名	
		日小田 良二	社会民主クラブ にぎわい創出・複合文化交流施設建設特別委員長		
		指原 健一	社会民主クラブ		
		板倉 永紀	自由民主党 厚生常任委員長		
		足立 義弘	自由民主党 総務常任委員長		
		仲道 俊寿	自由民主党 建設常任委員長		
		河越 康秀	自由民主党 地方分権等調査特別委員長		
		井手口 良一	おおいた市政クラブ		
		藤沢 達夫	新市民クラブ		
		衛藤 三男	公明党		
市の職員	総務部	秦 忠士	総務部長	4名	
	企画部	小林 知典	企画部長		
	市民部	小出 祐二	市民部長		
	福祉保健部	神矢 壽久	福祉保健部長		
合計				35名	

大分市自治基本条例検討委員会会議の公開・非公開の決定について

パターン1 会議及び会議録を公開する。

☆会議を公開するときの留意点

- ①傍聴者の定数について
- ②傍聴者の発言の取扱いについて
- ③傍聴者が会議の進行を妨げた場合の取扱いについて

☆会議録の公開はホームページなどによる

パターン2 会議のみを公開する。

パターン3 会議録のみを公開する。

パターン4 非公開とする。

☆非公開とする場合は、その理由を明らかにする必要がある

ポイント

- 1 会議録の公開
公開の最低条件
- 2 会議そのものの公開・非公開
非公開の場合は、会議録のみの公開となる
- 3 会議そのものを公開する場合
 - ① 傍聴者の定数
会場にもよるが、報道を併せて20名程度か
(参考：宇都宮市 委員数44名に対し傍聴者定数30名程度)
 - ② 傍聴者の発言の取扱い
発言は原則認めない
認めない場合は、その取扱いを定める(傍聴者アンケートに記載)
 - ③ 傍聴者が会議の進行を妨げた場合の取扱い
警告・退室命令等

※ 事務局案

- 原則公開とする
- 公開の方法は、会議の傍聴を認め、会議録を公開する
- 傍聴者の定数は、会場の許す範囲内とし最大20名程度とする
- 傍聴者の発言は原則認めない
- 傍聴者において意見等がある場合は、アンケート用紙に記入し提出する
- 傍聴者が会議の進行を妨げるような言動を取ったときは委員長において警告をし、なお改善がなされない場合は退室を命じる

大分市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における自治の基本理念及び自治体運営の基本原則を明らかにし、市民、議会及び行政の役割等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の制定に向けて必要な事項を検討するため、大分市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 条例に盛り込むべき内容に関する事。
- (2) 条例の素案に関する事。
- (3) その他条例の制定に向けて必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 35 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民のうち次に掲げる者
 - ア 関係団体からの推薦による者
 - イ 一般公募により選出される者
- (3) 市議会議員
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第 4 条 参画依頼又は任命の期間は、第 2 条各号に掲げる所掌事項が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 条例に関する専門的事項を検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員のうちから互選により選出する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(報償金等)

第8条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。ただし、委員が議会の推薦に基づき参画依頼を受けた議員である場合における報償金等については、これを払わないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年 4月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条各号に掲げる所掌事項が終了する日限り、その効力を失う。

自治基本条例の概略及び他都市の制定動向について

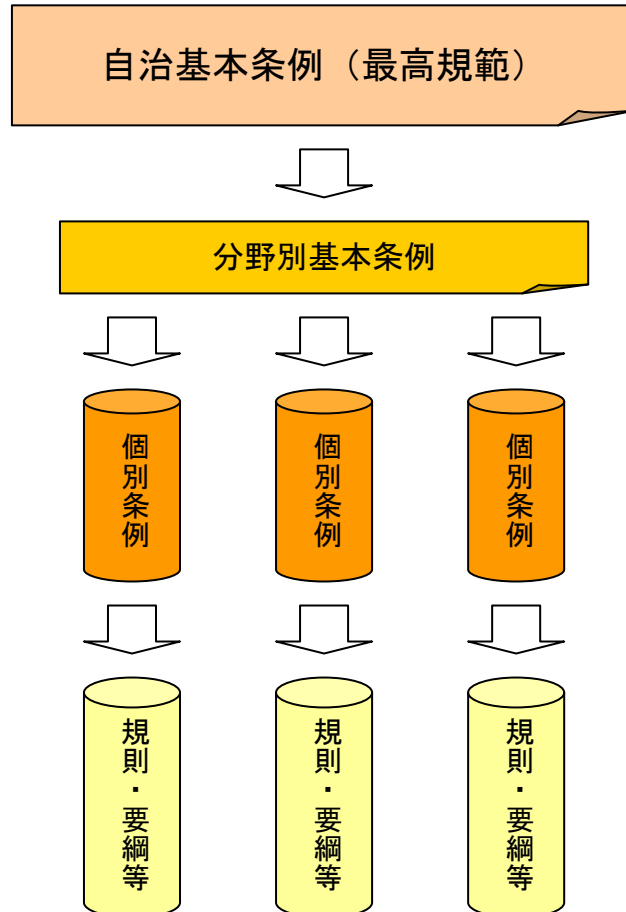
1. 自治基本条例とは

近年、全国的に制定が進んでいる自治基本条例については、確立した定義はなく、その名称も「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」「市民（住民）自治基本条例」「行政基本条例」など様々です。

これらの内容を簡単に述べるとすれば、自治体という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、どのような考え方を基本とするのか、どのような方法で決めていくのか、誰にどのような役割や責務があるのか、というようなことを定めている「自治の基本的なルール」となるものと言えます。

具体的には、日本国憲法に国民に主権があることが規定されているように、市民にも主権があるということを条例において明確に定め、自治の基本理念や自治体運営の基本原則を明らかにするとともに、自治体を構成する市民、議会、行政のそれぞれの役割や市民参加と協働によるまちづくりの仕組みなど、自治体運営の基本的な枠組みを定める自治体の最高規範性を有する条例と位置付けられています。

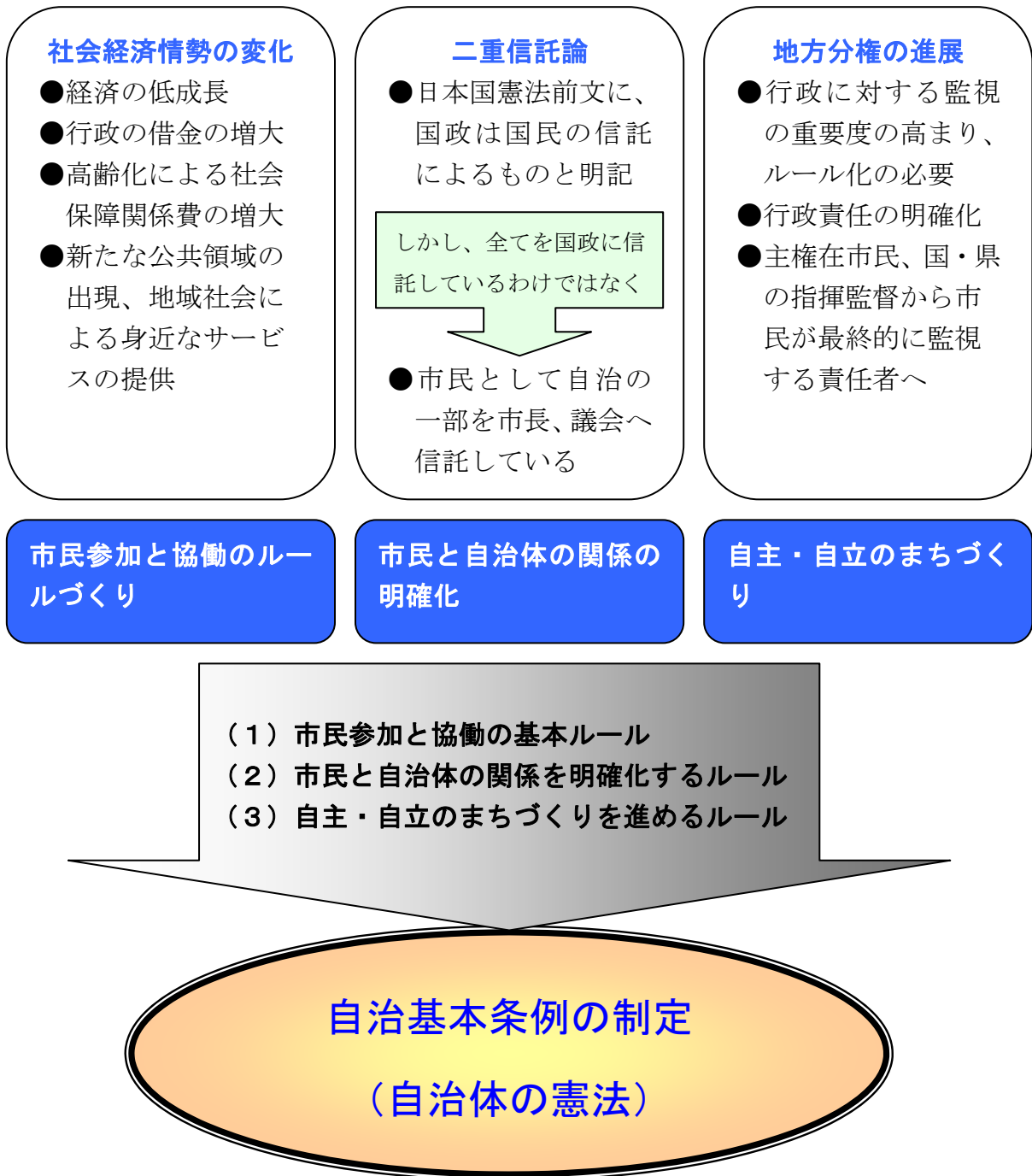
自治基本条例の位置付け(概念図)



2. 自治基本条例はなぜ必要か

これまでの市町村は、国から示された全国一律のルールによる行政サービスを行ってきましたが、社会経済情勢の変化や地方分権の進展などにより、市民と行政が協力しながら、自主・自立した独自のまちづくりが進められるようになりました。

こうした地域の特性を生かした独自のまちづくりを継続的に進めていくことが求められており、そのルールづくりが必要とされています。



(1) 市民参加と協働の基本ルール

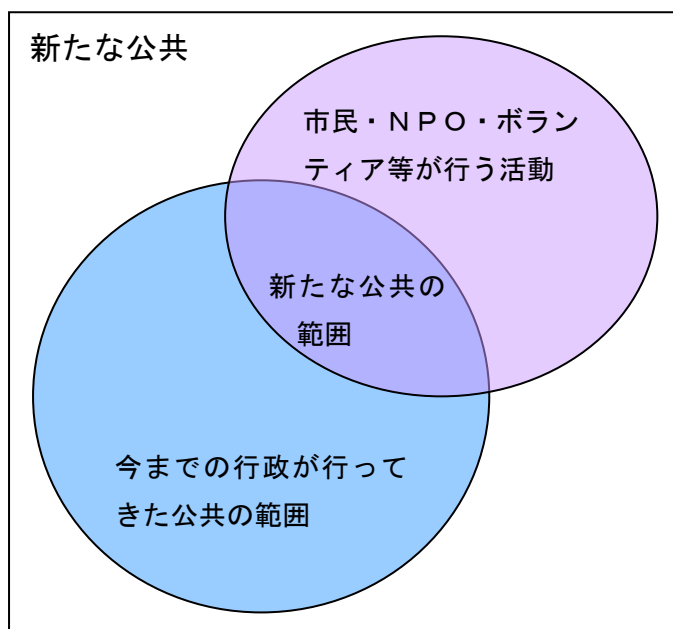
少子高齢化の進展により行政ニーズが増大する一方、本格的な人口減少社会が到来するなどにより厳しい財政状況が続く中で、これまでのように行政が主体となってサービスを提供していくことが困難な状況になりつつあります。

ますます複雑・多様化するニーズに対し、「公平性」を原則とする行政の画一的なサービスの提供はその対応に限界があり、官民の役割分担を見直しつつ、民でできること、あるいは民の方が効率的でより地域に密着したきめ細やかなサービスの提供が期待できることは民に任せるという考え方が浸透し、指定管理者制度の導入など公共サービス部門への民間の参入の動きも広まっています。

さらには、阪神淡路大震災を契機として、ボランティアやNPO等の公益的な活動が広がりを見せ、身近な地域の課題は住民自らが解決していこうとする意識が高まっています。

このような状況を背景として、持続可能な地域社会を築いていくために、地域住民、地域活動団体、ボランティア・NPO等の公益的な団体、さらに民間事業者も含めた多様な主体が自発的に地域活動に参加し、それぞれの持つ特性と能力を活かし合い、協働して公共的な課題を解決していく仕組みを構築していくことが求められています。

自治基本条例は、「新たな公共」の仕組みを築いていくために、まちづくりや市政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めるものです。



(2) 市民と自治体の関係を明確化するルール

私たち国民と国政との関係を考えてみると、日本国憲法の前文には「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と明記されています。

つまり、私たちはその持てる権利を選挙という行為を通じて国政に信託するとともに、信託した国政が決定したことに従うという約束をしていることにな

ります。

例えば、国会が税法で税金の種類と金額を決定すると、国民はその税金を納めることを約束する、という関係が成り立っています。

そしてそうした約束ごとをまとめ、国家の組織や統治の基本原理・原則を定めたものが「憲法」であり、第98条1項ではそうした意味からも「国の最高法規」と規定しています。

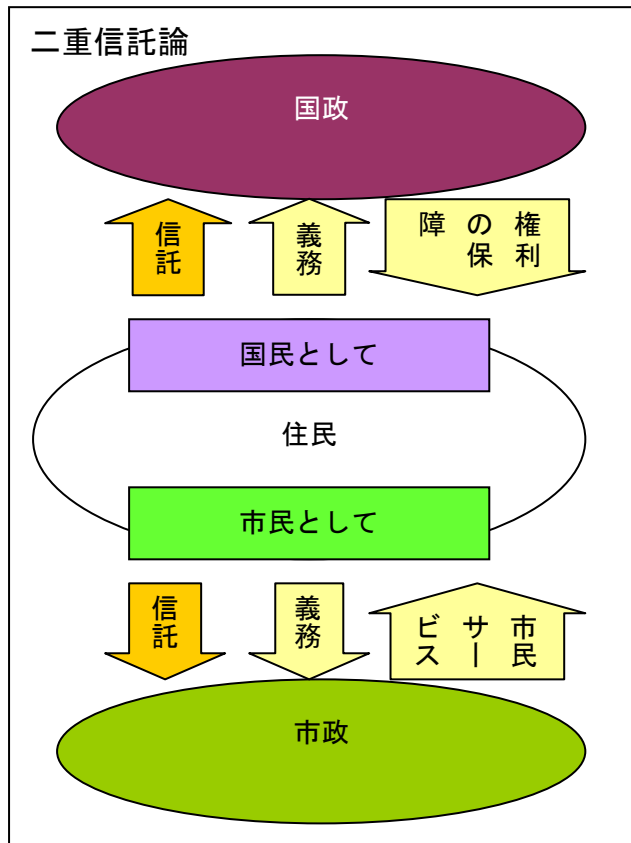
一方で、私たちは市民として市長と市議会議員を直接選挙によって選出し、大分市という地方自治体を形成しています。

市民、市議会、市長が一体となり、協働して大分市という独自のまちづくりをしていることを考えたときに、「憲法」ではその全てを決定できないはずで

す。そこで、私たちは国民として国政への信託だけでなく、市民として地方自治体に対しても一部信託を行っているのではないかと、という「二重信託論」という考え方が生まれてきました。

しかし、国民と国政との信託関係は憲法で明確にされていますが、市民と地方自治体との信託関係を明確に規定したものは今のところ無いと言わざるを得ません。

自治基本条例は、こうした市民と地方自治体の信託関係を明確化するためにそれぞれの役割や責務を定めるものといえます。



(3) 自主・自立のまちづくりを進めるルール

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、従来の国主導による全国画一的な施策決定システムに替わり、自治体は国と対等な地方の政府として、地域の特性や地域ニーズを的確に把握し、限られた行財政資源を有効に活用して個性あふれる施策を展開していくことが求められるようになりました。そして、このような分権型の施策決定システムの基本原則となるのが、自ら決定し、自ら責任を負う「自己決定・自己責任の原則」です。

自治体の自己決定権が拡大し、独自施策を展開していく可能性が広がってきたことに伴い、市民の代表機関として施策決定に携わる市議会・市長の責任は

より一層大きなものとなっています。

自治基本条例は、こうした自主・自立のまちづくりを進めるため、自治の基本理念を明らかにし、自治体運営の基本的事項を定めるものです。

3. 自治基本条例の制定動向

(1) 条例の形態

現在、全国で制定がなされている自治基本条例は、別添資料「他自治体における自治基本条例の制定状況について（大分市調べ）」に記載しているとおりですが、都道府県・政令指定都市レベルで5自治体、中核市で2自治体、市・区レベルで68自治体、町・村レベルで35自治体が制定済みとなっています。

その条例の形態は様々であり、例えば北海道の「北海道行政基本条例」のように、議会についての条項はなく自治体の中の執行機関である行政の部分について運営の原則とその限界についてのみ書いている「行政基本条例」タイプのもので、日本ですべて最初に自治基本条例の見本となる条例をつくり上げたと言われているニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」のように、自治体政府と市民の間の権利義務関係を中心に明確に書かれたもの。さらには、箕面市の「箕面市まちづくり理念条例」のように、高い理念だけを書き上げている「理念条例」タイプのもので、大きく三つのタイプに分けられるといえます。

最近制定された他都市の条例は、ニセコ町スタイルの条例が多く見受けられ、さらにそれぞれの風土に沿って条文にアレンジを加えるなど、自治基本条例そのものの進化がうかがえます。

参考資料

「他自治体における自治基本条例の制定状況について（大分市調べ）」

(2) 共通する規定内容

これまでに制定された条例を比較してみると、構成や規定項目には少しずつ違いが見られますが、中心的な規定内容としては、おおよそ以下の5つの共通点が見られます。

- ① 自治の基本理念・基本原則を明らかにしていること
- ② 自治の主体である市民等の基本的な権利・責務を明らかにしていること
- ③ 住民自治を実現するための参加や協働の仕組みを規定していること
- ④ 自治体運営の基本事項を定めていること
- ⑤ 最高規範的な条例として位置づけていること

このうち、特に③に重点を置いたものとして、市民参加条例、市民活動推進条例、協働推進条例などの「自治基本条例」に類する様々なタイプの条例や、住民投票条例、パブリックコメント条例などの個別条例を制定する動きも見られますが、「自治基本条例」はこれらの条例を包括し、かつ自治体運営の全体像を示す基本条例として条例体系の最上位に位置づけられます。

こうした上位規範としての基本条例を制定することにより、この条例を枠組み法として他の条例間の整合性を図り、条例を体系化していくことが可能になります。また、この条例で定める基本理念・基本原則と、基本計画やこれに基づく政策・施策を連動させることにより、総合的・統一的な市政運営の展開を図っていくことにもつながります。

参考資料

「自治基本条例比較表」

「大分市自治基本条例検討委員会」開催スケジュール（20年度）
（事務局案）

平成20年

6月24日（火）

第1回検討委員会（委嘱状交付・顔合わせ・概要等の説明など）

7月23日（水）予定

第2回検討委員会（勉強会：講師 つじやまたかのぶ 辻山幸宣氏（地方自治総合研究所）を予定）

8月下旬予定

第3回検討委員会（検討）

11月予定

第4回検討委員会（検討）

平成21年

1月予定

第5回検討委員会（経過取りまとめ）